

令和4年度合法木材供給事業者及び
木質バイオマス証明認定事業者研修会

森林計画制度にかかると伐採関係等の 手続きについて



北海道水産林務部森林計画課

説明項目

- 1 森林計画制度の体系
- 2 伐採及び伐採後の造林届出制度
- 3 森林法施行規則の一部改正について
- 4 森林経営計画について
- 5 主伐時における伐採・搬出指針について

1 森林計画制度の体系

全国森林計画

[農林水産大臣が策定]

地域森林計画

[知事が策定]

市町村森林整備計画

[市町村長が策定]

適合

森林所有者等が行う森林施業及び保護の規範等を定めたもの

◆森林法第11条

森林経営計画
[森林所有者等が作成]

森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が立てる計画
●市町村長等の認定を受ける

◆森林法第10条の8

伐採及び伐採後の造林の届出・造林後の状況報告
[森林所有者等が届出]

森林所有者（又は立木買い受け人との連名）が届出・報告
●市町村長に提出

2 伐採及び伐採後の造林の届出制度

地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採する場合、伐採を開始する30～90日前に市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出しなければならない。
また、届出書に基づき伐採及び造林をしたときは、30日以内に状況を報告しなければならない。

地域森林計画対象森林において伐採を計画

①

保安林や保安施設地区である場合

事前に都道府県へ保安林内伐採許可申請又は択伐又は間伐届出が必要
(法第34条第1項)

②

1haを超える開発行為（土地の形質の変更）である場合
(令和5年4月1日から太陽光発電設備の設置の場合は0.5ha)

事前に都道府県^注へ許可申請が必要（林地開発許可）
(法第10条の2)

^注 又は権限委譲市町村

③

森林経営計画の対象森林であって、当該計画に従って伐採する場合

市町村等へ森林経営計画の認定請求が必要
(法第11条第1項)
市町村等へ事後の伐採等の届出が必要（法第15条）

④

その他

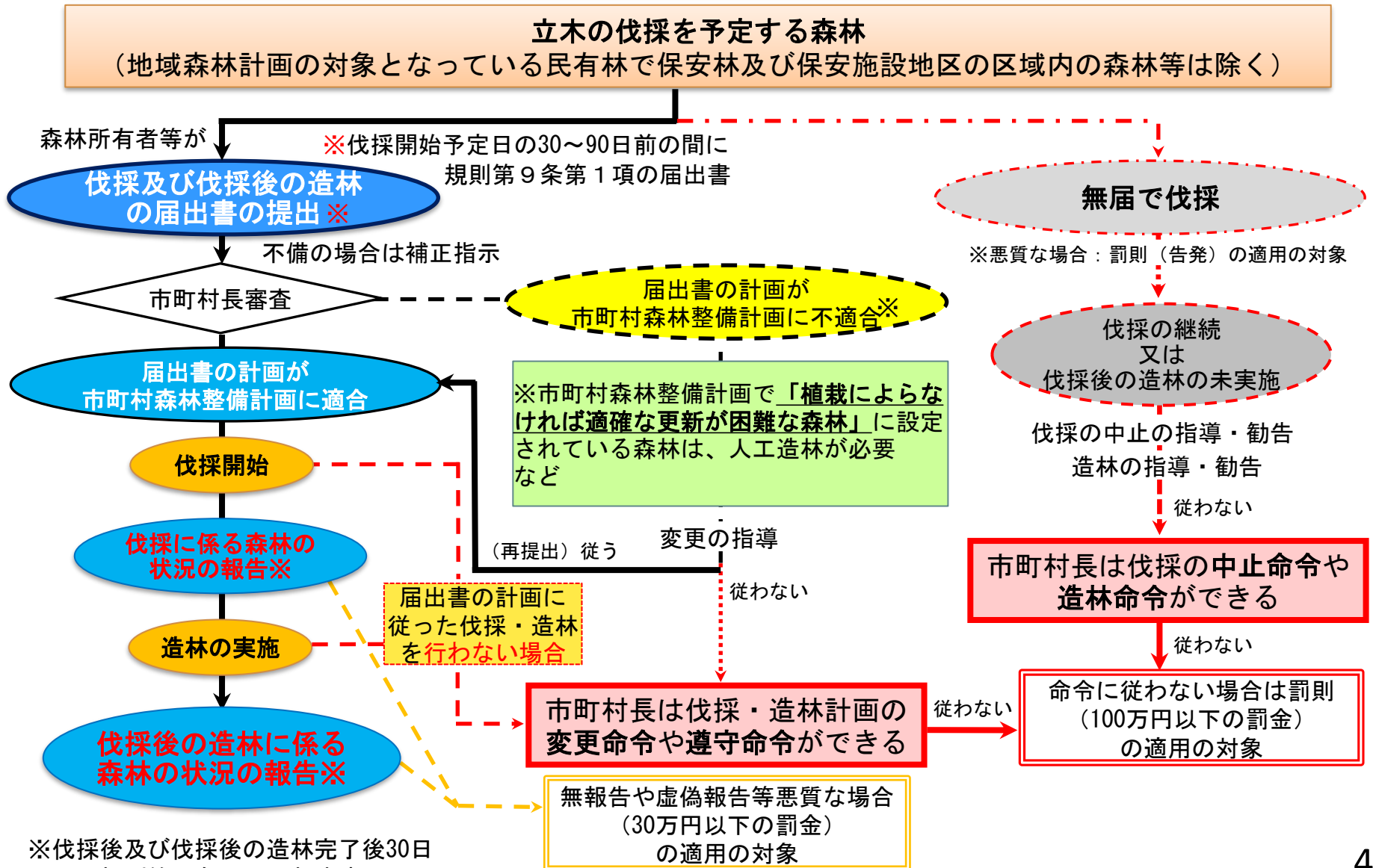
市町村長へ伐採の30日～90日前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要
(法第10条の8第1項)

伐採及び伐採後の造林完了後（伐採後に森林以外に転用する場合は、伐採完了後）それぞれ30日以内に市町村長へ「森林の状況の報告」が必要
(法第10条の8第2項)

・ 保安林の森林経営計画対象森林では、①と③の手続きが必要

2 伐採及び伐採後の造林の届出制度

伐採及び伐採後の造林の届出制度の流れ



2 伐採及び伐採後の造林の届出制度

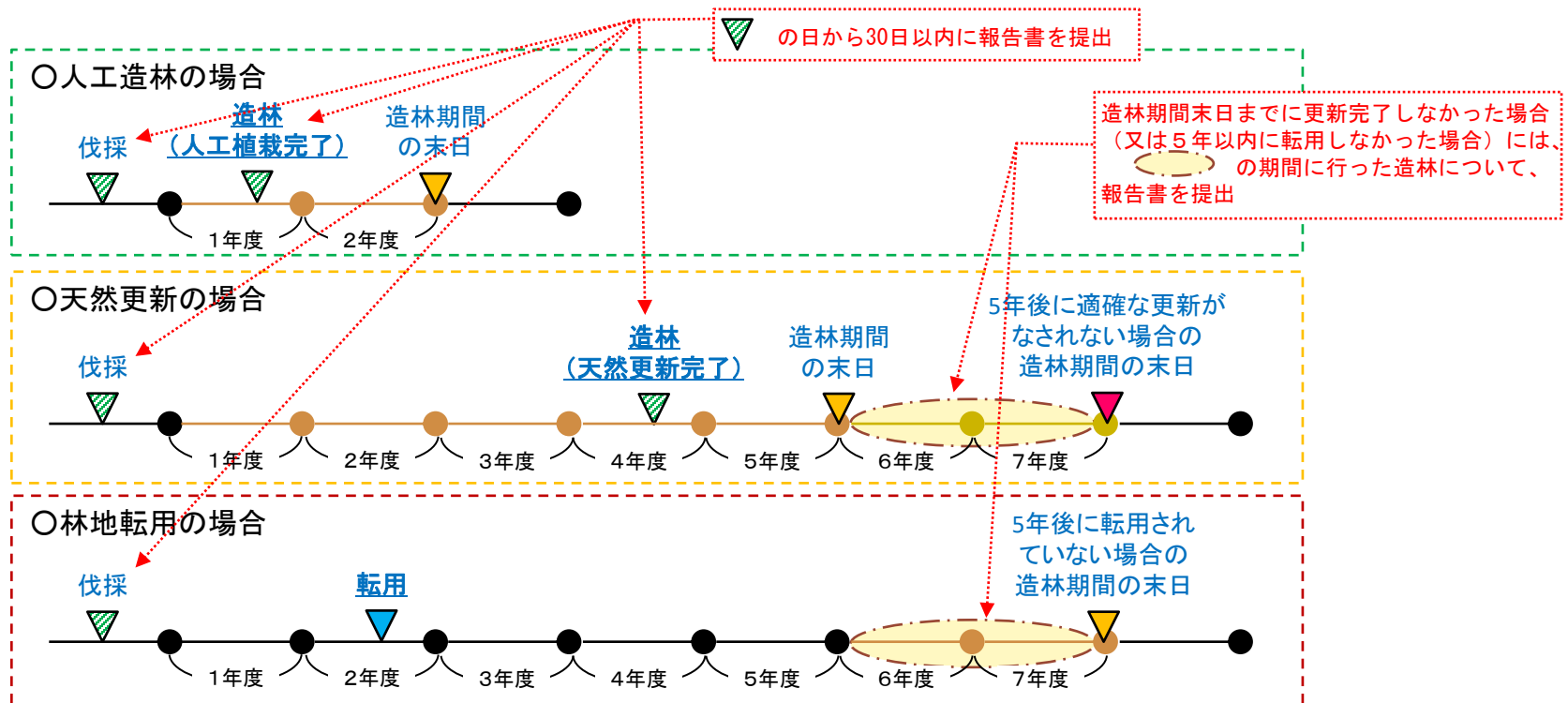
伐採及び伐採後の造林の届出制度のポイント

- 届出書は、伐採を開始する日の30日から90日前の間に市町村長に提出しなければならない。（それ以外の期間に提出した届出書は受理されません。）
- 竹の伐採や除伐、林地開発行為許可を受けた森林の伐採は、届出が不要。
- 立木の伐採に係る権原を有する者（立木を買った者）と伐採後の造林に係る権原を有する者（森林の土地の所有者）が異なる場合は、連名で届け出る必要。
- 届出の内容が市町村森林整備計画に適合する必要。
- 合法伐採の証明のため、市町村長に対して、立木の伐採に係る届出については適合通知書、1ha以下（令和5年4月1日から太陽光発電設備の設置の場合は0.5ha以下）の転用に係る届出については確認通知書の発出を求めることが可能。
- 適合しない場合
 - ↓ 指導 伐採や造林方法の変更等を指導（口頭又は文書）します。
 - ↓ 勧告 伐採や造林方法の変更等を文書により勧告します。
 - ↓ 変更命令 伐採や造林方法の変更等の命令をします。
 - ↓ 遵守命令 届出内容と異なった施業が行われている場合に、届出内容を遵守するよう命令をします。
- 無届で立木を伐採した者や、行政命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処せられる。

2 伐採及び伐採後の造林の届出制度

- 「伐採に係る森林の状況報告書」及び「伐採後の造林に係る森林の状況の報告」は、伐採（主伐）後及び伐採（主伐）後の造林完了後、それぞれ30日以内に市町村長に報告書を提出。

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書の提出時期



3 森林法施行規則の一部改正について

令和4年9月30日付けで森林法施行規則が改正され、令和5年4月から伐採造林届の提出時に書類の添付が義務付けられることとなりました。

令和5年4月1日から施行

改正の趣旨

現状、伐採造林届の添付書類については、法令上の規定はなく、行政指導として添付を求めているため、万が一、届出者が添付を拒否した場合でも他に不備がなければ届出として受理せざる得ない状況となっている。

このことから、伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用を確保するため、届出に当たって真に添付を求める必要のある書類について規則に規定された。

3 森林法施行規則の一部改正について

森林法施行規則に明記された添付書類

位置図及び区域図【第9条第3項第1号】

法人：登記事項証明書等（これに準ずるものを含む。）並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

個人：住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類【第9条第3項第2号】

他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）【第9条第3項第3号】

土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）【第9条第3項第4号】

森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類【第9条第3項第5号】

森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類【第9条第3項第6号】

市町村の長が必要と認める書類【第9条第3項第7号】

※添付書類の詳細は、運用等で定める。

4 森林経営計画について

森林経営計画の概要

- 面的まとまりのある森林を対象に施業集約化や効率的な路網整備を進め、持続的な森林経営を確保。
- 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、自らが経営を行う森林について、自発的に作成する、具体的な伐採・造林、森林の保護、作業路網の整備等に関する計画。(5年間)
- 森林経営計画の認定を受けている場合、法第10条の8に基づく伐採届の提出が不要。

目的	一体的なまとまりを持った森林における計画的・効率的な森林の施業等を通じた、森林の有する多面的機能の十全な発揮		
作成者	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（単独又は共同）		
作成要件	（林班計画）林班等の面積の2分の1以上の森林 （区域計画）市町村が定める一定の区域内で30ha以上の森林 （属人計画）自ら所有している100ha以上の森林		
計画内容	森林経営の長期方針、森林の現況と伐採・造林計画、鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止の方法、森林の保護、路網の整備等		
計画期間	5年	認定者	市町村長、（総合）振興局長、都道府県知事、農林水産大臣
メリット	①各種補助金等の支援対象 ②伐採届や造林完了後の森林の状況報告書の提出が不要 ③所得税・相続税の特例措置 ④日本政策金融公庫等における融資条件の優遇		
認定要件等	標準伐期齢未満・以上の森林の別に適切なサイクルに基づく間伐の必要面積以上の間伐を計画していることを要件。（間伐面積の下限） 成長量の範囲内で伐採（主伐）が行われることを要件。（主伐量の上限）など		

4 森林経営計画について

森林経営計画に係る伐採等の届出（森林法第15条）

- 森林経営計画の対象森林で計画に基づく立木の伐採、造林、立木の譲渡、作業路網の設置をした場合に届出書を市町村長等に提出
- 計画した伐採等が完了した日から30日以内に提出（年度ごとにまとめて提出することが可能）
- 届出書に記載されている事項について、森林経営計画に基づいた施業等を行ったかどうかを確認
- 計画に基づき施業等が行われていない場合、市町村長等により指導、助言や認定の取消し等

森林経営計画に係る伐採等の届出書

年 月 日

市町村長(北海道知事((総合)振興局長)) 様

届出人（住所）
（氏名）

〔 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 〕

認定番号 をもって認定された森林経営計画の対象となる森林について、下記のとおり伐採(造林、譲渡、作業路網の設置)をしたので、森林法第15条の規定に基づき届け出ます。

森林計画				摘要 (森林の所在字・地番)	伐採保護				造林				譲渡				作業路網の設置 路線名及び設置延長 (m)	備考 (森林所有者 氏名)	
林班	小班	複層区分	混植		伐採種	樹種	林齢	面積 (ha)	材積 (m ³)	造林区分	樹種	造林面積 (ha)	植栽本数 (百本/ha)	譲渡時期 年 月	伐採時期 年 月	伐採面積 (ha)			樹種

5 主伐時における伐採・搬出指針について

令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知

概要

1 目的

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図り、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮すべきこと。

林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を示すものとして制定。

2 定義

(1)集材路、(2)土場

3 伐採の方法及び区域の設定

伐採する区域の明確化、林地保全等への配慮、伐採を空間的、時間的に分散 等

4 集材路・土場の計画及び施工

(1)林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設、(2)人家・道路・取水口周辺等での配慮、(3)生物多様性と景観への配慮、(4)切土・盛土、(5)路面の保護と排水の処理、(6)溪流横断箇所処理 等

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

土砂流出防止や植生回復に配慮、泥濘化・流路化の防止、伐採木等の落下防止、枝条の整理等

6 事業実施後の整理

(1)枝条・残材の整理、(2)集材路・土場の整理

7 その他

森林作業道は、「森林作業道作設指針」によること、森林法、労働安全衛生法等の関係法制の遵守 等

まとめ

- 森林組合・林業事業者の皆様におかれましては、改めて森林計画制度の遵守をお願いするとともに、森林施業等に必要な手続を怠ることのないようお願いいたします。
- 近年、全国的に無断伐採の事案が相次いでおり、事案の中には、事業者が森林法違反（森林窃盗等）の疑いで、逮捕される事案もあります。
※罰則（懲役刑、罰金刑）のほか、民事による損害賠償も発生します。
- 誤って他人の土地の森林を伐採しないためにも、所有権原や境界の確認など、事前調査を確実に行ってください。

森林計画制度の遵守をお願いいたします